

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

2020年7月29日

株式会社ヒガシトゥエンティワン

2020年7月29日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

大阪府中央区久宝寺町三丁目1番9号
株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表執行役社長 児島 一裕



株式会社ヒガシトゥエンティワン（以下「当社」といいます。）とヒガシオフィスサービス株式会社（以下「ヒガシオフィスサービス」といいます。）とは、当社を吸収分割会社とし、ヒガシオフィスサービスを吸収分割承継会社として、当社のオフィスサービス事業に関して有する権利義務を、2020年10月1日を効力発生日として、ヒガシオフィスサービスに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2020年7月29日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

当社は、ヒガシオフィスサービスの発行済株式の全てを保有しており、ヒガシオフィスサービスから株式の割当て、その他金銭等の交付は受けません。

3. 吸収分割承継会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

確定した最終事業年度はありません。ヒガシオフィスサービスの成立の日（2020年4月1日）における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての事項

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社について

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ14,671百万円及び6,337百万円であり、本吸収分割により当社がヒガシオフィスサービスに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ48百万円及び31百万円です。

当社は、2020年3月31日から現在に至るまでの資産の額及び負債の額に生じた変動、並びに今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される資産の額及び負債の額の変動を考慮しても本吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、想定しておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

ヒガシオフィスサービスの確定した最終事業年度はありませんが、成立した日(2020年4月1日)現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ20百万円及び0円であり、本吸収分割によりヒガシオフィスサービスが当社より承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ48百万円及び31百万円です。

ヒガシオフィスサービスは、成立の日(2020年4月1日)から現在に至るまでの資産の額及び負債の額の変動に大きな変動をもたらす事象は発生しておらず、本吸収分割の効力発生日までそのような事態が発生することも想定しておりません。したがって本吸収分割の効力発生日以後のヒガシオフィスサービスの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、ヒガシオフィスサービスの収益及びキャッシュ・フローの状況において、債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、想定しておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、ヒガシオフィスサービスの債務の履行の見込があるものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社ヒガシトゥエンティワン（以下「甲」という。）及びヒガシオフィスサービス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む事業のうち、オフィスサービス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を吸収分割の方法により乙が承継することとし、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲が本事業に関して有する権利義務を、第5条に定める効力発生日をもって、吸収分割により、乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本分割」という。）。なお、本分割は、甲については会社法第784条第2項の簡易分割の規定により、乙については会社法第796条第1項の略式分割の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

（本分割の当事者）

第2条 本分割を行う当事者は、次のとおりとする。

甲：吸収分割会社
商号：株式会社ヒガシトゥエンティワン
住所：大阪府中央区久宝寺町三丁目1番9号

乙：吸収分割承継会社
商号：ヒガシオフィスサービス株式会社
住所：東京都港区新橋一丁目18番16号

（本分割により承継する権利義務）

第3条 乙は、甲から、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第5条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙「承継権利義務明細表」に定める。以下「承継対象権利義務」という。）を、第5条に定める効力発生日において承継する。なお、本契約締結後、第5条に定める効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本事業のみに関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。

2 甲は、本契約により乙が甲から承継する債務の全てについて、第5条に定める効力発生日において重疊的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担

するものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担としたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

3 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合は、甲及び乙は協議の上、当該契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

4 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(本分割の対価)

第4条 乙は、甲に対して、本分割に際し、承継対象権利義務の対価を交付しない。

(効力発生日)

第5条 本分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、本分割の手続の進行上の必要性その他の理由により、甲及び乙の合意によって、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第6条 甲は、本契約締結日から効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務を執行し、本事業及び承継対象権利義務の管理を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し、これを行うものとする。

(競業避止義務)

第7条 甲は、乙に対し、競業避止義務を負わないものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約日から効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、甲又は乙の資産状況又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、本分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に基づいて互いに知り得た情報を厳重に管理し、第三者に漏洩しないものとする。

(本契約の規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるものの他、本分割に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議した上、これを定めるものとする。

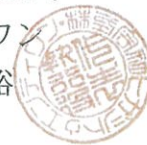
本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2020年7月29日

甲：大阪府中央区久宝寺町三丁目1番9号

株式会社ヒガシトゥエンティワン

代表執行役社長 児島 一裕



乙：東京都港区新橋一丁目18番16号

ヒガシオフィスサービス株式会社

代表取締役社長 角野 公史



承継権利義務明細表

本分割により、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の明細は、効力発生日において甲が本事業に関して有する次の権利義務とする。

1 資産

次の資産を承継する。

(1) 流動資産

本事業に属する貯蔵品、前払費用、短期貸付金

(2) 固定資産

本事業に属する建物、車両運搬具、工具器具備品、ソフトウェア、長期前払費用、長期貸付金、保証金

2 債務

次の負債を承継する。

(1) 流動負債

本事業に属する賞与引当金、未払費用

3 雇用契約

本事業に従事する従業員のうち、嘱託、パートタイマーに関する雇用契約及びこれらに付随する権利義務を従前の条件にて承継する。

その他の従業員にかかる雇用契約及びこれらに付随する権利義務は承継しない。

4 その他の権利義務

本事業に属する賃貸借契約、業務受委託契約、請負契約、リース契約その他本事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継する。

以 上



(別紙 2)

貸借対照表
(2020 年 4 月 1 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	20	—	—
現金及び預金		純資産の部	
		資本金	20
資産合計	20	負債及び純資産合計	20

上記は、当社の成立の日における貸借対照表に相違ありません。

2020 年 7 月 17 日

東京都港区新橋一丁目 18 番 16 号

ヒガシオフィスサービス株式会社

代表取締役社長 角野 公史

